

沖縄市文化芸術祭2023運営業務

プロポーザル実施要領（公募）

2023年5月

沖縄市

1 標準型プロポーザル方式（公募）実施の目的

この要領に定める標準型プロポーザルは、沖縄市文化芸術祭2023運営業務を委託するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

沖縄市文化芸術祭2023運営業務

(2) 業務の目的

本市の伝統芸能等を中心とした公演を実施し、地域文化芸能の魅力を広く発信するとともに、市民に広く文化芸能に触れる機会を提供することを目的とする。また、地域との連携を図り、市内外からの集客に努めることで、まちのにぎわい創出を目指す

(3) 業務内容

別紙の概要仕様書のとおり

(4) 企画提案内容

- ①沖縄市文化芸術祭全体のメインテーマ
- ②本イベント全体の演出に関する提案
- ③本イベント（無料公演）の企画
- ④本イベント（有料公演）の企画
- ⑤飲食ブースの設置
- ⑥その他独自の企画提案
- ⑦新型コロナウイルス感染症対策について
- ⑧地域との調整について
- ⑨会場設営、全体進行、運営及び管理について
- ⑩広報に関する業務について
- ⑪アンケートの実施及び集計について

(5) 履行期間

着手日から令和6年1月26日（金）まで

(6) 提案上限額

提案上限額 18,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※予算の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない

※プロポーザル選定結果に基づき、市は選定事業者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする

(7) 契約方法
概算契約

(8) 支払条件
① 部分払 2回以内
② 完成払

3 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、県内に本拠を有する企業又は団体で、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に建設工事等競争入札参加資格の再審査取扱要領（平成 15 年 4 月 21 日制定）により資格の再認定を受けていること
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を沖縄市から受けていないこと
- (4) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと
- (5) 共同企業体として参加する場合

- ① 複数の企業等でコンソーシアムを構成し、本プロポーザルに参加しようとする場合には、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、設置に関するコンソーシアム協定書（別紙参照）を参加表明書の提出時に添付すること
- ② 幹事企業を選定すること
- ③ 1社（又は1共同企業体）につき1提案の応募とし、1つの企業がコンソーシアムを通じて2企画以上提案することはできない

4 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出方法等

(1) 参加表明書の提出

- ① 参加表明書（様式-1）1部
- ② 全部証明書等 各1部（原本）
 - ア 単体企業や共同企業体の代表者が法人の場合「登記簿謄本」
 - イ 共同企業体の代表者が個人の場合「代表者の身分証明書」
 - ウ 団体等の代表者が個人の場合「団体規約又は会則」「代表者の身分証明書」
 - ※「身分証明書」とは、本籍地で発行する「身分証明書」とする。
- ③ 滞納の無い証明書 各1部（原本）
 - ア 単体企業や共同企業体の代表者が法人の場合「市町村税」「県民税」「法人税」「消費税および地方消費税(納税証明書(その3の3))」
 - イ 共同企業体や団体等の代表者が個人の場合「市町村税」「所得税」「消費税および地方消費税(納税証明書(その3の2))」
- ④ 提出方法
 - ア 提出期間
 - 令和5年5月15日（月）から
 - 令和5年5月22日（月）午後5時00分まで
 - 郵送の場合は、5月20日（土）までに消印が押印されたものに限る。
 - ※必要書類に不足がある場合は受付できないため、期限に余裕を持った提出をお願いします。
 - イ 提出方法
 - 持参又は送付（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）

(2) 企画提案書の提出

① 提出書類

| 様式等 | 提出部数等 |
|------------------|----------|
| 企画提案書表紙（様式-2） | 1部 |
| 企業又は団体等の概要（様式-3） | 8部 |
| 業務実施体制（様式-4） | ※共同企業体若し |

| | |
|--|-----------------------------|
| 業務責任者の経歴及び実績（様式-5） | くは業務提携の場合は、（様式-3）を 全社分提出 |
| 主任担当者の経歴及び実績（様式-6） | |
| 企画書（任意様式） ※実施方針、実施工程、本要領 2（4）の 企画提案内容を記載すること | 8 部 |
| 参考見積書（任意様式） | |
| 参考資料（過去の活動実績がわかる資料、 企業パンフレット等） | 1 部 |

② 提出方法

ア 提出期間

令和 5 年 5 月 15 日（月）から

令和 5 年 6 月 2 日（金）午後 5 時 00 分まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

郵送の場合は、5 月 31 日（水）までに消印が押印されたものに限る。

※必要書類に不足がある場合は受付できないため、期限に余裕を持った提出をお願いします。

イ 提出先

本要領 10 に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参又は送付（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

エ 特記事項

追加資料等の提出等を求めることがある。

(3) 企画提案書等作成時の注意事項

提出される企画提案書等は、A4 版とし、文字サイズは 12 ポイント以上とする。

5 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに参考仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

① 様式

様式-7（質問書）

- ② 提出先
本要領 10 に掲げる担当課
- ③ 提出方法
電子メールのみ（受付期間内必着とする。）
- ④ 受付期間
令和 5 年 5 月 15 日（月）から
令和 5 年 5 月 22 日（月）午後 5 時 00 分まで
持参による場合の受付時間は、休日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。
- ⑤ 質問に対する回答の方法
質問に対する回答は、令和 5 年 5 月 26 日（金）までに参加表明書を提出した全ての者に対し、電子メールにて一括して回答する。
また、企画提案書の提出期限まで担当課において閲覧に供する。

6 企画提案書の評価

(1) 評価

一次評価と二次評価の合計点数が最も高かった企画提案書の提出者を最優秀者として決定する。

- ① 一次評価（書類審査）
一次評価採点基準に基づき書類評価を行い、二次評価対象者を選定する。審査された結果は、企画提案者全員に通知するものとする。
- ② 二次評価（プレゼンテーション）
企画提案についてプレゼンテーションを実施する。
二次評価対象者は、以下の要領でプレゼンテーションを行うこと。
 - ア 実施日時及び場所
一次評価結果の通知書に併せて通知する。
 - イ 実施方法
 - 持ち時間は、説明 20 分、質疑 10 分の計 30 分以内とする。
 - 追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。ただし、市から提出を求められた資料等については、この限りでない。
 - プレゼンテーションの説明者は 3 名までとする。
 - 二次評価実施日において欠席をした場合は、最優秀者から除外する。

(2) 結果の通知

審査された結果は、企画提案者全員に通知するものとする。

(3) 評価項目

評価項目は、次表に掲げるとおりとする。ただし、評価委員会で評価項目を変更、追加等することがある。

一次評価

| 評価対象 | | 評価項目 |
|-------|-------|------------------------|
| 企業能力 | 信頼度 | 所在地、企業経歴等 |
| | 事業実績 | 業務の実績 |
| | 実施体制 | 適切に業務を提供できる実施体制となっているか |
| 担当者能力 | 業務責任者 | 経験年数、実績等 |
| | 主任担当者 | 経験年数、実績等 |

二次評価

| 評価対象 | | 評価項目 |
|----------------|---------------------------------|---|
| 実施方針等 | 業務目的理解 | 業務の目的・内容を十分に把握しているイベント企画趣旨となっているか |
| | 実施工程 | 実施工程・フローは妥当か |
| 企画提案 | (1) イベント全体の企画・制作について | ① 沖縄市文化芸術祭のテーマについて沖縄市の魅力を発信できるようなメインテーマとなっているか。イベントテーマに沿って、演出の一貫性があり、賑わい感を出せる内容となっているか。 |
| | | ② 芸能鑑賞しやすい環境となるような工夫がされているか。集客力のある出演者等を起用されているか。 |
| | | ③ 市民の興味をひくようなジャンルの公演が構成され、偏りのない魅力的で楽しめる内容となっているか。 |
| | ④ 飲食ブースが、本文化祭の賑わいを創出する内容となっているか | |
| (2) 地域との調整について | 地域文化団体等と連携がとれた企画となっているか | |

| | | |
|------|--------------------------|---|
| | (3) 会場設営、全体進行、運営及び管理について | 新型コロナウイルス感染症対策も含め、安全・安心を最優先に確保し、十分な危機管理体制で、会場全体を周遊し楽しめる設営・進行計画がされているか |
| | (4) 広報について | 集客のための効果的な広報の手法が提案されているか |
| | (5) アンケートの実施及び集計について | サンプル回収率を高める工夫がされているか |
| 独自提案 | その他の提案 | その他、文化芸術の振興、イベントの盛り上がりにつながるような提案内容はどうか |
| 企画提案 | プレゼンテーション及び質疑回答 | 企画提案内容を分かりやすく説明・回答しているか |

7 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書を徴する相手先としての特定

本市は、最優秀者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書を徴する相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、見積書を徴することができない場合及び業務委託契約が締結できない場合には、見積書を徴する相手先として次点者から再特定するものとする。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなったとき。
- ② 最優秀者が、本市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 最優秀者が、特定後に本要領 8 に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。
- ④ 最優秀者からの見積書を徴した結果、契約締結ができないとき。
- ⑤ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

- ① 本業務委託の仕様については、別紙の概要仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上定めるものとする。

- ② 本業務委託の仕様決定にあたり、最優秀者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ③ 業務の一部再委託は、企画提案書にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。
- ④ 企画提案書に記載した業務責任者及び主任担当者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、沖縄市契約事務規則及び沖縄市業務委託契約約款によるものとする。

また、受託者は、一括して本業務を第三者に再委託することはできない。

(4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本要領 8 に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

8 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領 3 に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (4) その他本要領の定めに反した場合
- (5) 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合

9 その他

(1) 本プロポーザルの実施スケジュール

| 実施内容 | 実施期間等 |
|-----------|--|
| 参加表明書受付期間 | 令和 5 年 5 月 15 日 (月) ～令和 5 年 5 月 22 日 (月) |
| 質問受付期間 | 令和 5 年 5 月 15 日 (月) ～令和 5 年 5 月 22 日 (月) |
| 質問に対する回答 | 令和 4 年 5 月 26 日 (金) までに電子メールのみで回答 |

| | |
|------------|--------------------------|
| 企画提案書の受付期間 | 令和5年5月15日(月)～令和5年6月2日(金) |
| プレゼンテーション | 令和4年6月12日(月)(予定) |
| 審査結果の通知 | 令和4年7月上旬(予定) |
| 契約締結 | 令和4年7月下旬(予定) |

(2) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(3) 書類提出に当たっての留意事項

- ① 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。
- ② 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限内であれば、改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類一式を差し替えること。

(4) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(5) 無効となる参加表明書又は企画提案書

提出された参加表明書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

- ① 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの
- ② 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの

(6) 措置事項

参加表明書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

(7) 企画提案書等の取扱い

- ① 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。

- ② 提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。
- ③ 特定された企画提案書のうち業務の実施方針等及びテーマ別企画提案については、本プロポーザルにおける審査、評価及び結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開するものとする。

(8) 追加資料

市は業務責任者及び主任担当者の資格、業務実績等の確認のため、追加の関係資料の提出を求めることができる。

10 担当課

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号
沖縄市役所 経済文化部 文化芸能課 文化交流係
担当：下地
TEL：098-939-1212（内線：3554）
E-mail：a56bunka@city.okinawa.lg.jp